

# 第 1 9 4 回

---

## 杉並区都市計画審議会議事録

---

令和 2 年(2020 年) 1 2 月 2 1 日(月)

		第194回杉並区都市計画審議会
		令和2年(2020)年12月21日(月)午前10時00分～午前10時50分
出席者	委員	[学識経験者] 中井・村上・金子・河島 [区 民] 堤・渡辺・栗原・大川・小野・毛塚・大原 [区議会議員] 野垣・ひわき・矢口・川原口・けしば・岩田 [関係行政機関] 竹内・菅野
	説明員 (区)	[都市整備部] 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・ 都市整備部管理課長・都市企画担当課長・市街地整備課長・ 鉄道立体担当課長・拠点整備担当課長・土木管理課長・土木 計画課長・都市計画道路担当課長(荻外荘担当副参事)・み どり公園課長・みどり施策担当課長 [環境部] 環境部長・環境課長
傍聴	申請	1名
	結果	1名

配布資料	<p>&lt;郵送分&gt;</p> <p>◎配布資料一覧</p> <p>◎次第</p> <p>◎議案資料</p> <p>    &lt;&lt;審議事項&gt;&gt;</p> <p>    1 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）</p> <p>        *資料1：都市計画の案の理由書</p> <p>        *資料2：東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）</p> <p>        *資料3：都市計画区域マスタープランの概要</p> <p>        *参考資料1：東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）原案から案の変更点</p> <p>        *参考資料2：都市計画区域マスタープランの概要 原案から案の変更点</p> <p>    2 東京都市計画都市再開発の方針（案）</p> <p>        *資料1：都市計画の案の理由書</p> <p>        *資料2：東京都市計画 都市再開発の方針（案）</p> <p>        *資料3：東京都市計画 都市再開発の方針（案）新旧対照表</p> <p>        *資料4：東京都市計画 都市再開発の方針（案）附図</p> <p>        *参考資料1：東京都市計画 都市再開発の方針（案）加筆箇所抜粋</p> <p>    3 東京都市計画緑地の変更について（案）－第86号 荻窪二丁目緑地－</p> <p>        *参考資料1：当該地及び手続きの概要</p> <p>        *参考資料2：杉並区の主な都市計画公園・緑地</p> <p>        *参考資料3：杉並区都市計画公園・緑地総括表</p> <p>        *参考資料4：第86号 荻窪二丁目緑地 現況写真</p> <p>        *参考資料5：第86号 荻窪二丁目緑地 周辺の区立公園・緑地等配置図</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第194回杉並区都市計画審議会

管理課長 皆さん、おはようございます。本日もご多忙とは存じますが、都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。それでは、定刻になりましたので審議会の開催をお願いいたします。

初めに、会議の成立についてご報告いたします。本日は関口委員、松尾委員から欠席とのご連絡をいただいております。

都市計画審議会委員 21 名のうち、19 名の委員のご出席をいただいておりますので、第194回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。

続きまして、会長より開会宣言をお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから第194回杉並区都市計画審議会を開会いたします。本日も円滑な議事進行にご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議記録の署名委員として、矢口やすゆき委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の傍聴はどのようになっていますでしょうか。

管理課長 本日、1名の方から申出がございます。録音の許可も併せて申出をいただいております。

会長 それでは1名の傍聴の方で、ただいま事務局からご報告がございました傍聴人からの録音についての許可はいかがですか。これまでも記録目的の録音は許可しておりますので、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、録音を許可するものといたします。では、傍聴の方の入室も許可いたします。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いいたします。

管理課長 本日の議題は、審議事項が3件でございます。

1件目は「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)」。

2件目は「東京都市計画都市再開発の方針(案)」。

3件目は「東京都市計画緑地の変更について(案)―第86号 荻窪二丁目緑地一」。

以上でございます。

資料はあらかじめお送りしておりますが、お手元にごございますでしょうか。

よろしいですか。

よろしく願いいたします。

会長

それでは、議事に入ります。

本日の審議事項1件目と2件目は関連性が非常に高いということでございますので、まとめてご説明いただいて質疑に入るということでよろしいですか。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長

私からは、議案第1号「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」、都市計画区域マスタープラン及び議案第2号「東京都市計画都市再開発の方針（案）」についてご説明申し上げます。

東京都では現在この2つの方針について、令和2年度内の都市計画決定を目指した改定作業を進めてございます。まず、お手元の資料をご確認させていただきます。

最初に議案1「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」についてでございますが、資料1は都市計画の案の理由書。資料2は「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」の概要版。参考資料1と2は、原案から案への変更箇所を赤字で表示したものです。

次に、議案2「東京都市計画都市再開発の方針（案）」についてですが、資料1は都市計画の案の理由書、資料2は「東京都市計画都市再開発の方針（案）」の概要版。資料3は現都市計画都市再開発の方針と、本都市計画（案）における新旧対照表。資料4は方針（案）附図抜粋。参考資料1は資料における加筆箇所抜粋でございます。

また、今後「都市計画区域マスタープラン」のことを「区域マス」、「都市計画都市再開発方針」のことを「再開発方針」と略称してご説明申し上げますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

それでは、これまでの経過についてご説明いたします。

議案1「区域マスの変更」及び議案2「再開発の方針」は、ともに東京都決定でございます。

今回お諮りする2つの方針（案）につきましては、既に本年7月29日開催の第192回都市計画審議会において東京都の原案を基にご説明したところですが、東京都から都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18号

第1項の規定により、11月25日付で諸手続において作成した最終的な案について、杉並区に意見照会がなされたものでございます。

本日の議案1と議案2は、この照会に対する東京都への回答のために杉並区都市計画審議会にお諮りするものでございます。慎重なご審議の上、本日方針を賜りますようお願い申し上げます。

その前に、7月開催の都市計画審議会以後の経過につきましてご説明申し上げます。2つの方針は同時進行で変更作業を行っておりますので、一括してご説明申し上げます。

まず、東京都は7月に本都市計画審議会でご説明した2つの方針原案を7月1日から7月15日にかけて、東京都及び杉並区を含む関係各自治体の窓口において縦覧に供しました。原案の縦覧については区広報紙、ホームページ等で周知いたしましたが、杉並区の窓口では縦覧者はゼロでございました。

さらに8月20日と21日の2日間、都庁において区域マス及び再開発の方針の原案について公聴会が開催されました。2日間で区域マスについては約12名の方々から37件の意見、再開発の方針については計6名の方々から7件の意見があったとのことでございます。

意見募集の結果につきましては、東京都都市整備局のホームページで公表されております。また、公聴会の結果につきましてもホームページで公表されているほか、印刷したものを杉並区都市整備部管理課の窓口で御覧いただくことができます。

それでは、議案1「区域マス」について変更になった概要をご説明いたします。まず、議案1に添付しています参考資料2「方針案の修正箇所」、赤字で示されている概要を御覧ください。

今回の改定は前回の改定から約6年ぶりであり、2040年代に目指す東京の姿と、その実現のために取り組むべき戦略を示した「『未来の東京戦略』ビジョン」で示した方向性や、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその位置づけに向けた方策等を示した「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえ、社会・経済情勢の変化や、国の動きなどを反映しつつ改定することとさせていただきます。

概要版1ページ左上「第1 改定の基本的な考え方」を御覧ください。

区域マスは都市計画法第6条の2に基づき、東京都が広域的な見地から定める都市計画の基本的な方針でございます。長期的な視点に立って都市の将来像

を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を示すものでございます。

次に、杉並区に関する主な記述についてご説明申し上げます。概要版2ページ左上上段「東京が目指すべき将来像」を御覧ください。

「1 世界から選択される都市の実現に向けて（東京の都市構造）」でございいますが、おおむね環状7号線外側の区域において、集約型の地域構造への再編をしていくことを掲げています。

東京都が、主要な駅や身近な中心地に生活に必要な機能を集積させ、徒歩圏内に住宅・市街地を誘導し、歩いて暮らすことができるまちづくりへの再構築を掲げています。そのため、次に説明する拠点等を位置づけ、都市機能の集積を図ることとしています。

概要版4ページ、参考附図-4を御覧ください。杉並区内の拠点については、地域の拠点として高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、明大前、下高井戸の駅周辺が選定されております。その中でも荻窪駅周辺は鉄道乗車人数が特に多く、杉並区の都市計画マスタープランにおいて都市活性化拠点に位置づけられているなど、重要な位置づけであることから、重要な地域拠点とされております。各地域の捉え方は資料2の15ページに記載がございますので、後ほど御覧ください。

本案において、東京都がそれぞれの拠点等について地域の特性に応じた育成を進めていくこととしております。原案から、この都市計画案につきましてはパブリックコメント、公聴会、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化を踏まえ行った各方面の有識者からの意見などを踏まえ、赤字の記載のとおり東京都に加筆などが行われました。

主なものをご説明いたします。「第1 改定の基本的な考え方」を御覧ください。2の「コロナ危機を踏まえた未来の東京」でございませ

原案では括弧書きの「都市づくりの目標と戦略等」がタイトルでございましたが、本案では「コロナ危機を踏まえた未来の東京」と修正されました。

また「都市づくりの戦略」においては「誰もが集い、支え合う居場所、コミュニティが至る所に存在するなど、包摂的社会形成にも留意したまちづくりを推進」などの加筆が行われました。

資料2には、人が輝く東京の特性あるまちづくりにおいて高円寺地域など、杉並区に関わる記載がありますが、変更箇所として建物を「建築物」と修正したのみで、原案からの記載内容の変更はございません。

続きまして、議案2の再開発方針についてご説明申し上げます。議案2の資料を御覧ください。

最初に資料2、2ページ左側を御覧ください。2ページの2から3ページの4にかけて、地区の選定についての記載があります。本方針は、地域が抱える課題に対し、再開発による整備が必要となる当該地区を整備することが周辺地域への波及効果を及ぼすなど、効果がある地区を2号地区、促進地区とし、今後再開発の機運の醸成を図り、再開発に関する公共と民間の役割を明確にしていくべき地区を誘導地区として定めることとしています。

杉並区では再開発促進地区、2号地区に蚕糸試験所跡地周辺地区をはじめとする8地区が指定されていました。今回の改定では、現行の8地区から地区施設の整備が完了した宮前二丁目地区を削除し、不燃化特区に指定された方南一丁目地区地区計画や、土地区画整理事業等を活用したまちづくりを行う阿佐ヶ谷駅北東地区を加え、合計で9地区となるものでございます。

また、誘導地区については、西武新宿線連続立体交差事業が予定されており、隣接する練馬区下石神井四丁目が既に誘導地区に指定されていることから、上井草駅周辺地区を追加するものでございます。

なお、本方針における再開発ですが、これは市街地再開発事業や土地区画整理事業にとどまらず、いわゆる修復型まちづくりである地区計画を含むものでございます。

次に、原案から今回の案における変更箇所をご説明申し上げます。参考資料1を御覧ください。これも加筆等を行ったところが色分けされています。5ページを御覧ください。

緑文字の部分が該当箇所となります。本部分も先ほどご説明したとおり、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化などを踏まえ、修正されたものでございます。杉並区における2号地区、記載地区については原案からの変更はございません。

なお議案1と議案2におつけした都市計画案につきましては、都市計画法第17条第1項の規定により、東京都及び杉並区を含む関係自治体の窓口において、12月1日から16日まで都民の縦覧に供しました。縦覧に当たっては区広報紙で周知を図っており、期間中に杉並区窓口で縦覧された方はゼロ名でございました。この期間、規定にのっとり杉並区を経由して都知事宛ての意見書を提出された者もございませんでした。

最後にスケジュールでございます。東京都の意見照会に対する回答期限が1月12日となっております。東京都は区市町村の意見を集約し、2月の東京都都市計画審議会に諮問、その答申を受けた上で3月に決定告示を行うとのことでございます。

私からは以上でございます。

会長                   ご説明ありがとうございました。それでは、委員の皆さんからご質問やご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

委員                   7月の都計審で報告のあった原案が案になったということで、杉並区に関連する部分を伺っていきたいと思います。

議案1の区域マスの変更は、資料2の特色ある地域の将来像というところで、この105～106ページが杉並区に該当することになりますが、まずは西荻窪についてです。

都市計画道路132号線の拡幅については、先日行われた用地説明会でも関係権利者からの意見や質問が様々出されていたと思います。しかし参加者が少なかったということもあり、個別説明だけではなく、さらに説明会の機会を増やすことが求められており、営業や補償についても周知が不足しているのではないかと考えます。

事業費についても、250億円ほどかかるという見込みの中で、どんなに必要な事業と言っても、このコロナ禍で区民の合意が得られるかどうか疑問です。

将来像には地域のシンボルとなる沿道景観を形成とありますが、これは補助132号の拡幅とセットになるものと考えてよろしいかを伺います。

会長                   担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長   委員ご指摘のとおり132号線拡幅とともに、沿道景観その他也考慮すると記載するものでございます。

会長                   委員、どうぞ。

委員                   そうなりますと、地域のシンボルというのは行政だけではなく、住民やまちを訪れた人たちが決めるものと考えます。補助132号線の拡幅計画については、地域商店や住民の合意がないままに整備や開発の方針を決定し、進めることがあってはならず、この将来像は変更される可能性もあると考えられますが、いかがですか。

会長                   担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 区といたしましては、補助 132 号線は必要な道路として整備するものでございます。また、今回の都市計画マスタープランに位置づけることにより、さらに東京都としての位置づけもなされております。今後につきましては、事業を進める中でいろいろ、景観等も考えられていくと思います。

今回の都市計画マスタープランにつきましては、区の考え方を記載するものでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 次に、西武新宿線沿線の下井草・井荻・上井草についてです。西武新宿線の連続立体交差化事業は、井荻駅から西武柳沢駅間については高架化での都の案が出されて説明会が行われましたが、野方駅から井荻駅間については、その構造形式は未定です。

この将来像にある「乗換え利便性の機能強化」とは具体的にどういう意味なのか伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 連立事業をすることにより、駅広場機能確保など鉄道駅からバス、または自転車など、交通の結節利便性が高まることを記載しています。

会長 委員、どうぞ。

委員 それと、「駅周辺に身近な生活サービス機能の立地を誘導し、周辺住民の日常生活を支える魅力ある地域交流の拠点を形成」とありますが、これは公共サービスをイメージしているのか、それとも商業施設なのか、複合的なものをイメージされているのか伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 現マスタープランにも書いていますが、身近な生活拠点とは公共サービスも含め、その駅で身近な方々が生活できるものを集約するという形を掲げてございます。そのような意味合いのものでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 駅前ロータリーの整備などを行われると思いますが、沿線の商店街の営業を妨げる商業施設の誘致や計画性のない再開発を進めるのではなく、地域住民や商店街の求めるまちづくりの要求をしっかりと聞いた上で、計画策定と実行が求められています。

また、下井草駅北口の線路沿いにある区立施設であります八成区民集会所は、この区間の西武線連続立体交差化次第では立ち退きという可能性もあって、多

くの地域住民の活動拠点が失われることになると思います。このエリアの、これからの区立施設の整備について、丁寧な検討をしていただくよう要望したいと思います。

それから無電柱化について、こちらの中では高円寺と阿佐ヶ谷には記載がありますが、例えば道路の狭さとか交通量との関係で言いますと、富士見ヶ丘駅周辺なども必要性を感じますし、区道については、昨年都の補助金を活用した荻窪の整備についての報告がありましたが、景観や防災の観点からも無電柱化の要求は本当にあちこちにあると考えます。これはどう考えればいいのかとっていて、都の考え方と区の考え方を伺います。

会長

都市計画道路担当課長、どうぞ。

都市計画道路担当課長

無電柱化については、いろいろな地域でのご要望も理解しております。ただ、どうしても道路の幅員が必要になってまいります。都市計画道路に合わせた無電柱化はもちろんですが、歩道のない道路については、杉並区の無電柱化推進方針に基づいて整備効果の高い路線を選出して、順次進めていく考えです。

ただ、狭い道路の無電柱化は技術的にも非常に難しく、今後いろいろと研究していく必要があると考えています。

会長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがですか。

委員、どうぞ。

委員

私は杉並区議会議員としてこの場に参加しておりまして、私たちの党は住民の声に基づいた政治を行っていくという理念を持っています。そうした観点から、本議案に関しても住民の意見がきちんと反映されているかどうかを重視して考えたいと思っております。

先ほど他の委員からも質問がありましたが、西荻窪の都市計画道路がこの計画案に含まれた形で区域マスタープランが作られております。

先ほど、本議案に関して住民意見の聴取の中で、4月は杉並区の縦覧者がゼロであったとか、8月の公聴会でもそこまで多くの住民の声が上がっていなかったという状況について、もう一度確認したいと思っております。

会長

担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長

杉並区におきまして、窓口に来る縦覧の数はゼロでございました。ただ、本案に対するホームページのアカウント数は縦覧期間中 96 件となっておりますので、その数の方はご関心があったという認識でございます。

委員 公聴会では、杉並の各地域に関する意見はどのようなものが寄せられていたか。寄せられていないのであれば、そうお答えいただければいいですが。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 公聴会においては、杉並区の案件について意見が出なかったと認識しております。

会長 委員、どうぞ。

委員 先ほど申し上げました西荻窪の都市計画道路に関しては、住民から反対する声寄せられています。区議会でも、この間ずっとそうした議論が行われておりましたが、住民の方々の中には、この都市計画道路によって移転しなければいけない人たちも出てくると聞いております。

そうした、自分の地域に住めなくなってしまうという立場から反対の声を上げていらっしゃる方がいる。さらに、都市計画道路を含めた地域の再開発に反対する署名も 6,000 筆以上集まっている。これは、先ほどの公聴会やホームページの縦覧の数とかなり乖離があるのではないかと私は感じております。

こうした住民の声は、この計画案にどのように反映されているのか確認します。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 今般の区域マスは東京都全体で位置づけられ、それで杉並区のものも反映されているものでございます。都市計画上、補助 132 号線は杉並区は必要な道路という認識ですので、このような記載をしています。

会長 委員、どうぞ。

委員 杉並区は必要なことだからという形で、東京都にこうした詳細を、ある意味要求しているという形ですか。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 原案を作るに際し、杉並区と東京都と調整し、このような記載になったということです。

会長 委員、どうぞ。

ひわき委員 今日拝見している資料の「東京が目指すべき将来像」の中に地域特性に応じた拠点育成というものがあります。現在の杉並の各地域のまちの特色、西荻窪も含めてですが、今あるまちの特色は、まさにこうした現在の住民、それから商店の方々が長い時間をかけて積み重ねて営みながら、この特色を生み出してこられたのではないかと私は感じております。

こうした住民の声を押しつけて、区の方で計画が必要だと決定していくやり方だと、地域の特色を継続できないのではないかと非常に心配しております。

ほかにも資料3に『東京が目指すべき将来像』を実現するための主要な都市計画の決定の方針」というところに、先ほどのような地域の特性に応じたということも含まれていますが、さらに「車中心から人中心の空間へ転換し、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成を促進する」と示されております。

人口減少という側面もありますが、欧米では既に30年以上前から車ではなく人中心のまちづくりが進められており、これは非常に重要な視点ではないかと私は考えております。

西荻窪の道路拡幅によって交通量が増大するのか、あるいは行き交う車のスピードが上がるのか、そういったところが住んでいる方々の、歩いて、まちに住む方々の安全に影響してしまうと思います。車が速ければ、落ち着いた人の往来は当然阻害されてしまうと思います。

さらにもう1つ指摘しますと、都市づくりの戦略というものが示されておりますが、その根底として、人口減少及び超高齢化社会が前提に示されています。道路拡幅による開発は、東京都の掲げている「サステナブル・リカバリー」という観点からも、そぐわないのではないかと思います。

これを読んでみると、杉並区の一地域を取ってみても、計画の中に理解できないと言うか、そこがあるのではないかと感じております。こうした点はいかがでしょうか。どうお考えなのか伺います。

会長

担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長

道路の意味合いというのは車が通る、もちろん安全に通るということだけではなく、例えば都市計画道路を拡幅することにより歩道空間が今よりも確保され、高齢者の方々が歩きやすい道づくりなど、そういう機能も含まれていきます。

後半のご質問でございます。今回のコロナ禍で、原案の文書にいろいろものが加筆されております。要はコロナ禍を見据えたものとして、今回の原案は修正・加筆されています。今後、杉並区のマスタープランを作るに当たりこのようなもの、例えばICTをにらんだとか、シームレス化なども書いています。そういうものを視野に入れながら、改定作業を進めてまいりたいと思っております。

会長

委員、どうぞ。

委員 住民の意見に関してはいかがでしょうか。住民の意見にきちんと向き合うことで、住民自治が達成されると思いますので、そうした観点から、先ほど他の委員からもありましたが、もう一度この西荻窪に関して言えば、住民とともに計画を考えていくことが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 今回は案でございまして、杉並区はこの記載を変更するつもりはございません。

会長 ほかの委員の皆さん、いかがですか。

委員、どうぞ。

委員 先ほど説明を受けた中で一番大きな変化は、コロナ禍での新たな都市づくりの方向性という問題ではないかと思います。コロナ対応で東京都はかなり財政も相当厳しくなり、今後も長期にわたってこういう状態が続くことが予想される中で、財政のあり方も含めて抜本的な見直しが必要となっています。

こうした中で、コロナ禍で掲げられた幾つかの課題は非常に重要なことだと思いますが、誰もが集い支え合う居場所、コミュニティ、あるいはコロナ禍への変化にも対応、特色のある個性を有する様々な地域、多様な住まい方、働き方、憩い方、感染症に配慮したゆとりある共用スペース等々、こうしたことを等を進めていくに当たっては、財政の困難な中、政策や計画の順位の見直しや、当面その中で本当に必要なことに集中していくとか、本来抜本的な都市づくり、まちづくりの見直しも求められているのではないかと思います。目標は掲げられていても、全体の計画の中ではそうしたことが全く見受けられません。そのあたりはどのように今後整合性を持たせていくのか、その点をお聞きします。

会長 担当課長、どうぞ。

都市企画担当課長 今回の区域マスは、20年後に目指すべき将来像を描いているものです。施設整備においては外環の推進などと書いていますが、これは10年後と、分かっているものです。今回、コロナ禍においても10年後においては変化なしということで東京都が判断し、この案にしたものでございます。

今後、杉並区の都市計画マスタープランを作成する時期には、委員ご指摘の視点も考慮しつつ、改定作業を進める必要があると思っております。

会長 ほかの委員の皆さん、いかがですか。よろしいですか。

それでは、ご意見を頂きましてありがとうございました。この審議事項、2件ございますが、原案どおり承認ということにさせていただくか、採決を取ら

せていただくか、いかがいたしましょうか。もしご異議があるということであれば、採決としたいと思いますが、いかがですか。

それでは、採決ということにさせていただければと思います。採決は挙手による方法とします。

それではまず1件目「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長

ありがとうございました。挙手多数ということで、「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」については原案どおりの承認といたします。区に対しましては、異議なしということで答申することといたします。

続きまして2件目「東京都市計画都市再開発の方針（案）」につきまして採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長

ありがとうございました。挙手多数でございますので、「東京都市計画都市再開発の方針（案）」につきましても、1件目と同じ扱いとさせていただきます。区につきましては、異議なしということで答申いたします。ご審議ありがとうございました。

続きまして審議事項3件目に参ります。「東京都市計画緑地の変更について（案）—第86号 荻窪二丁目緑地—」についてご説明をお願いいたします。

みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長

私から、議案3につきましてご説明させていただきます。

説明に入る前に、配付資料の確認をいたします。表紙に「東京都市計画緑地の変更について（案）—第86号 荻窪二丁目緑地—」と記されているもので、こちらについては表紙を含めて4枚になってございます。

そのほかに、参考資料をご用意しています。参考資料につきましては、表紙を含めて6枚となっております。お手元でございますか。よろしいでしょうか。

では、初めにこれまでの手続の概要について参考資料を御覧いただきながら説明いたします。参考資料の1ページを御覧ください。

当該地の概要は資料に記載のとおり、土地の所有は現在杉並区都市開発公社となっております、令和2年12月4日に先行取得しているものです。

下の表は手続の概要ですが、令和2年10月27日都市計画に関する住民説明

会を開催いたしました。開催に当たり、「広報すぎなみ」及び区公式ホームページに掲載するとともに、説明会の案内を計画予定地周辺、半径およそ 250メートルの範囲の約 1,400 戸にチラシを配布しました。

住民説明会には 19 名の方が参加し、都市計画緑地を追加変更することにご理解とご賛同をいただきまして、設計整備を進めていくこととなりました。

また、都市計画変更に先立ち事前に東京都との協議が必要となりますが、今回の協議について令和 2 年 11 月 19 日付で都として意見はない旨協議結果通知書を受けております。

案の縦覧については、手続に従い令和 2 年 11 月 26 日から 12 月 11 日までの 2 週間、区公式ホームページ及び都市整備部管理課窓口において行いました。意見書の提出はございませんでした。

次に、杉並区における都市計画公園緑地の概要と、今回の計画地の現況と周辺状況についてご説明いたします。

2 ページを御覧ください。こちらに、杉並区の主な都市計画公園・緑地についてお示ししております。

3 ページには、杉並区の都市公園種別ごとの計画決定箇所数、面積などを載せた総括表を付けてございます。

全体を見ますと、令和 2 年 4 月 1 日現在の数値としまして都市計画決定箇所は 68 か所、面積 177.89 ヘクタール、そのうち供用済み箇所としては 64 か所、面積 95.44 ヘクタールとなっています。今後も引き続き、未供用部分の整備に取り組む必要があると考えております。

4 ページを御覧ください。当該地の現況写真です。今回追加する箇所は、敷地東側道路を隔てた部分となり、写真番号では⑤と⑥に当たります。追加する箇所の西側は道路、南側に共同住宅、北側と東側は戸建て住宅が隣接しているという状況です。

5 ページには、計画地周辺の区立公園・緑地等の状況を示しています。公園予定地の北東に大田黒公園、南西に荻窪公園といった都市計画公園がある状況となっています。

案件の説明に移ります。表紙に議案 3 「東京都市計画緑地の変更について(案) 一第 86 号 荻窪二丁目緑地一」と記載があるものを御覧ください。

1 ページを御覧ください。計画書としまして本案件の概要を示しています。変更理由に記載しておりますとおり、貴重な屋敷林の保全と当該地固有の歴史

的・文化的な資源を活用した緑豊かな景観形成の推進をさらに図るため、新たな区域を追加し、緑地の変更を行うものでございます。

公園の名称につきましては、第 86 号荻窪二丁目緑地。位置は杉並区荻窪二丁目地内。面積は隣接地を追加しまして 0.71 ヘクタールとなります。

3 ページを御覧ください。総括図としまして、都市計画図に当該地の位置を示しています。丸で囲んだ中の、赤く囲んでいる部分が計画地となっています。北西方向 600 メートルほどのところに、JR 中央線荻窪駅がございます。用途地域は第一種低層住居専用地域となっています。

4 ページは計画図となっています。緑色の線で囲まれている部分が、都市計画変更区域。赤色ベタ塗りの部分が、今回追加する区域となっています。

最後になりますが、都市計画交付金を見込むことが今回の都市計画変更でできるようになり、財政的にも意義のあるものとなっています。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明された内容につきまして、質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがですか。

委員、どうぞ。

委員

こちらの荻外荘公園の道を挟んで向かいにある、現在都市開発公社が所有する 0.05 ヘクタールの緑地が都市計画緑地となるという議案ですが、資料 1 にある東京都との協議とは、交付金の関係もあるという先ほどの報告だったのですが、どのような内容だったのか、説明していただきたいと思います。

会長

みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長

議案 3 でお示ししている内容を東京都にお示しして、このような場所を都市計画緑地として追加変更したいというお話をしています。

会長

委員、どうぞ。

委員

この部分は、荻窪二丁目緑地に変更された後どのように活用されるのか。例えば荻外荘公園の一環としての利用を検討しているのかを伺います。

会長

荻外荘担当副参事、どうぞ。

荻外荘担当副参事

こちらは「(仮称) 荻外荘公園」の敷地の一部に追加しますので、当然荻外荘公園として利用していく考えです。

ただ、参考資料 5 を見ていただくと分かりますが、近隣に角川庭園、大田黒公園、杉並を代表する庭園がこの辺りにありますので、3 庭園を巡るときの休

憩施設といった位置づけに整備できればと、現在考えております。

会長 ほかにはいかがでしょうか。

委員、どうぞ。

委員 反対ではなく資料の確認なのですが、資料4の写真で、先ほどご説明がありました⑤と⑥がございます。私も基本的には現地調査をやることにしていますが、今回は忙しくてできずに申し訳ない。確認したいのは、これは建物が上についている写真でよろしいですか。それを教えていただきたくて。⑤と⑥の写真を見ると、その確認までです。

理由といたしましては、建物があることが公園の中であれば、これから先建築基準法の問題はありませんが、建物があることに関しては、私も宅建に関わっていますと先々のリスク、いろいろそういうことがこれから先、区で思っていれば、予算が削減される中、いろいろな人員の関係もありますので、それまでの確認として、どういう建物が建っているのかということだけを教えていただければと思います。なければないで、更地なら結構です。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 写真⑤と⑥につきましては、建物がある写真となっています。現在も、当該地につきましては戸建ての住宅が建っている状況でございますが、最終的にこちらの建物は撤去されます。

会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見も出尽くしたようでございますので、これでこの審議は終了したいと思います。本件につきましては、原案どおり承認するという事で異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、この審議事項については区に異議なしということで答申することといたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。最後に、事務局より連絡事項がありますのでお願いいたします。

管理課長 本日も、貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。

最後に、次回の都市計画審議会についてですが、今年度内は開催の予定がございません。今後開催が決まり次第ご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。次回開催予定日は、現時点では決まっていないとい

うことですので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これで、第194回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。

今年は、それぞれ皆さんにとって大変な年だったのではないかと思います。来年こそはいい年になりますように祈りたいと思います。

皆様どうも、お忙しいところありがとうございました。

— 了 —